

香川県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成23年12月26日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第74号

香川県税条例施行規則の一部を改正する規則

香川県税条例施行規則（昭和29年香川県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(更正（決定）通知書の交付)</p> <p>第8条 県税事務所の長は、申告納付又は申告納入に係る県税及び地方法人特別税について更正又は決定をしたときは、第38号様式による更正（決定）通知書を当該納税者又は特別徴収義務者に交付しなければならない。</p> <p>2 法第20条の9の3第4項の規定による更正の請求の理由がない旨の通知書は、第39号様式による。</p> <p>(中間納付額等の還付)</p> <p>第14条の3 法人が法第53条第20項若しくは第72条の28第4項の規定により中間納付額の還付を受けようとする場合又は法第53条第40項の規定により利子割額の還付を受けようとする場合において、地方税法施行規則第6号様式及び第9号様式中還付請求税額欄中に還付を受けるべき金額を記載した申告書の提出があった場合には、それぞれ施行令第9条の2、第9条の9の2又は第25条の規定による請求書の提出があったものとみなす。</p> <p>(法人税に係る確定申告書の提出期限の通知)</p> <p>第20条の2 法第53条第44項若しくは第45項の届出又は同条第46項の通知を受けた県税事務所の長は、<u>同条第47項の規定により</u>、遅滞なく、その届出又は通知に係る申告書の提出期限の延長期間等を第60号様式の2によって関係市町長に通知しなければならない。</p> <p>(始動票札の交付等)</p> <p>第45条の3 略</p> <p>2 収納計器取扱者は、始動票札の交付を受けようとするときは、第95号様式の2による始動票札交付代金納付書により交付を受けようとする始動票</p> | <p>(更正（決定）通知書の交付)</p> <p>第8条 知事又は県税事務所の長は、申告納付又は申告納入に係る県税及び地方法人特別税について更正又は決定をしたときは、第38号様式による更正（決定）通知書を当該納税者又は特別徴収義務者に交付しなければならない。</p> <p>2 法第20条の9の3第3項の規定による更正の請求の理由がない旨の通知書は、第39号様式による。</p> <p>(中間納付額等の還付)</p> <p>第14条の3 法人が法第53条第20項若しくは第72条の28第4項の規定により中間納付額の還付を受けようとする場合又は法第53条第41項の規定により利子割額の還付を受けようとする場合において、地方税法施行規則第6号様式及び第9号様式中還付請求税額欄中に還付を受けるべき金額を記載した申告書の提出があった場合には、それぞれ施行令第9条の2、第9条の9の2又は第25条の規定による請求書の提出があったものとみなす。</p> <p>(法人税に係る確定申告書の提出期限の通知)</p> <p>第20条の2 法第53条第45項若しくは第46項の届出又は同条第47項の通知を受けた県税事務所の長は、<u>同条第48項の規定により</u>、遅滞なく、その届出又は通知に係る申告書の提出期限の延長期間等を第60号様式の2によって関係市町長に通知しなければならない。</p> <p>(始動票札の交付等)</p> <p>第45条の3 略</p> <p>2 収納計器取扱者は、始動票札の交付を受けようとするときは、第95号様式の2による始動票札交付代金納付書により交付を受けようとする始動票</p> |

札に電子的方法により記録されている金額（以下「記録金額」という。）に相当する始動票札の交付代金を指定金融機関に納付し、当該始動票札に係る第95号様式の2による始動票札交付代金領収書を知事に提示するとともに、第95号様式の3による始動票札交付申請書を提出しなければならない。

（始動票札の返還）

第45条の6 収納計器取扱者は、第45条の3第1項の規定により交付を受けた始動票札の記録金額が0となったときは、直ちに当該始動票札を知事に返還しなければならない。

第38号様式（その6）（第8条関係）

略

札に電子的方法により記録されている金額（次条において「記録金額」という。）に相当する始動票札の交付代金を指定金融機関に納付し、当該始動票札に係る第95号様式の2による始動票札交付代金領収書を知事に提示するとともに、第95号様式の3による始動票札交付申請書を提出しなければならない。

（始動票札の返還）

第45条の6 収納計器取扱者は、第45条の3第1項の規定により交付を受けた始動票札を使用したときは、直ちに当該始動票札を知事に返還しなければならない。

第38号様式（その6）（第8条関係）

略

第38号様式 (その7) (第8条関係)

年度 自動車取得税更正・決定通知書

| | | | | |
|------------------------|-----------------|--------------------|-------------|--------------|
| | | 自動車の登録番号 又は車両番号 | 徴収番号 | |
| 納 税 者 | 住所又は所在地 | | | |
| | 氏名又は名称 | | | |
| 本 税 | 区 分 | 課 税 標 準 | 税 率 | 税 額 |
| | 更正(再更正 決定)額① | | | 円 |
| | 申告(更正・ 決定)額② | | | 円 |
| | 差 額 ① - ② | | ③ | 円 |
| 加 算 金 | 区 分 | 不 足 ・ 増 加 税 額 | 率 | 金 額 |
| | 過少申告加算金 | 円 | | 円 |
| | 不申告加算金 | 円 | | 円 |
| | 重 加 算 金 | 円 | | 円 |
| | 計 | | ④ | 円 |
| 本税及び加算金の 納付(入)金額③+④ | | 円 | 指 定 期 限 | 年 月 日 |
| 指定納期限までの 延滞金額 | | 円 | 納 付 (入) 場 所 | 納付(入)書裏面のとおり |
| 更正・決定の理由 | | | | |

上記のとおり更正・決定したので通知します。

年 月 日

納税者の氏名又は名称 様

香川県県税事務所長 印

注意

- 税金、加算金及び延滞金は、同時に納めてください。
なお、延滞金の計算方法は、納付(入)書の裏面に記載してあります。
- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。
この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。
なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第38号様式(その8) (第8条関係)

略

第39号様式(第8条関係)

| | | | | |
|--|---------|----|-------------|--------------------|
| 県税の更正の請求に係る通知書 | | | | |
| | | | 年 月 日 | |
| 納税者又は特別徴収義務者の氏名又は名称 様 | | | | |
| 香川県県税事務所長 印 | | | | |
| 年 月 日請求の 税の更正は、下記のとおり更正の理由がないので、地方税法第20条の9の3第4項の規定により通知します。 | | | | |
| 税目 | 税 | 年度 | 期(月)分又は事業年度 | |
| | | | 期(月) | 自 年 月 日 至 年 月 日 |
| 納税者又は 特別徴収義務者 | 住所又は所在地 | | | |
| | 氏名又は名称 | | | |
| 理 由 | | | | |
| <p>注意 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。</p> <p>この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> | | | | |

備考 連結法人の法人税割にあっては、「事業年度」とあるのは「連結事業年度」とする。

第38号様式(その7) (第8条関係)

略

第39号様式(第8条関係)

| | | | | |
|--|---------|----|-------------|--------------------|
| 県税の更正の請求に係る通知書 | | | | |
| | | | 年 月 日 | |
| 納税者又は特別徴収義務者の氏名又は名称 様 | | | | |
| 香川県知事 印 (香川県県税事務所長) | | | | |
| 年 月 日請求の 税の更正は、下記のとおり更正の理由がないので、地方税法第20条の9の3第3項の規定により通知します。 | | | | |
| 税目 | 税 | 年度 | 期(月)分又は事業年度 | |
| | | | 期(月) | 自 年 月 日 至 年 月 日 |
| 納税者又は 特別徴収義務者 | 住所又は所在地 | | | |
| | 氏名又は名称 | | | |
| 理 由 | | | | |
| <p>注意 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。</p> <p>この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> | | | | |

備考 連結法人の法人税割にあっては、「事業年度」とあるのは「連結事業年度」とする。

第60号様式の2 (第20条の2関係)

| 法人税に係る確定申告書の提出期限の通知書 | | | | | | | |
|----------------------|-----------------|----------|----------------|-----|-----|-----|------|
| 法人名 | 本店又は主たる事務所等の所在地 | 適用事業年度 | 確定申告書の提出期限の延長等 | | | | |
| | | | 承認 | 変更 | | 取消し | 取りやめ |
| | | | | 変更後 | 変更前 | | |
| | | 自至 …… 以後 | 月間 | 月間 | 月間 | | |
| | | 自至 …… 以後 | | | | | |
| | | 自至 …… 以後 | | | | | |
| | | 自至 …… 以後 | | | | | |
| | | 自至 …… 以後 | | | | | |
| | | 自至 …… 以後 | | | | | |
| | | 自至 …… 以後 | | | | | |

上記のとおり地方税法第53条第47項の規定により通知します。

年 月 日

香川県県税事務所長 ㊟

市町長殿

備考 連結法人にあっては、「適用事業年度」とあるのは、「適用連結事業年度」とする。

第60号様式の2 (第20条の2関係)

| 法人税に係る確定申告書の提出期限の通知書 | | | | | | | |
|----------------------|-----------------|----------|----------------|-----|-----|-----|------|
| 法人名 | 本店又は主たる事務所等の所在地 | 適用事業年度 | 確定申告書の提出期限の延長等 | | | | |
| | | | 承認 | 変更 | | 取消し | 取りやめ |
| | | | | 変更後 | 変更前 | | |
| | | 自至 …… 以後 | 月間 | 月間 | 月間 | | |
| | | 自至 …… 以後 | | | | | |
| | | 自至 …… 以後 | | | | | |
| | | 自至 …… 以後 | | | | | |
| | | 自至 …… 以後 | | | | | |
| | | 自至 …… 以後 | | | | | |
| | | 自至 …… 以後 | | | | | |

上記のとおり地方税法第53条第48項の規定により通知します。

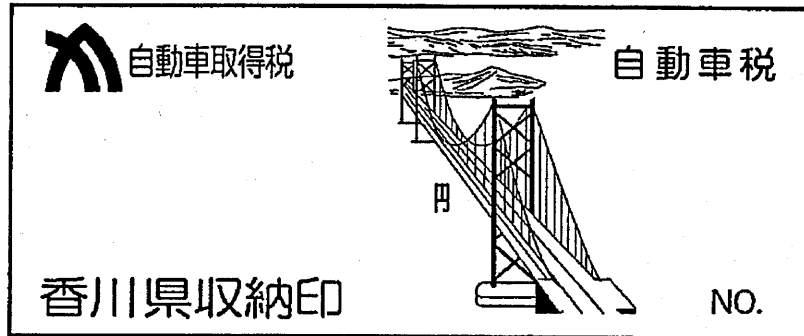
年 月 日

香川県県税事務所長 ㊟

市町長殿

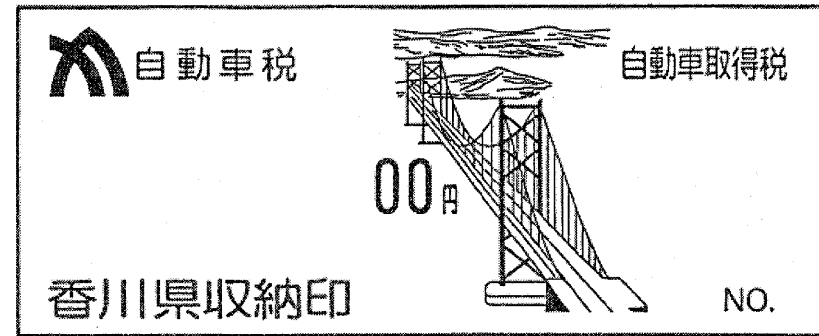
備考 連結法人にあっては、「適用事業年度」とあるのは、「適用連結事業年度」とする。

第90号様式（第29条、第33条の2関係）



備考 大きさは、縦29ミリメートル、横69ミリメートルとする。

第90号様式（第29条、第33条の2関係）



備考 大きさは、縦29ミリメートル、横69ミリメートルとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第45条の3、第45条の6及び第90号様式の改正規定は、平成24年1月1日から施行する。